

【年金・手当など】

■ 障害年金

| | |
|-----|---|
| 対 象 | <p>① 20歳前にすでに障がいをお持ちの方で、20歳に到達した方。</p> <p>② 国民年金加入中に病気やけがをして障がいになった方のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ・初診日の前日時点で初診日がある月の前々月までの直近1年間で未納がない方 ▶ ・老齢基礎年金を受給していない方 <p>上記①②のいずれかに該当し、障がいの程度が国民年金法に定める障害等級表の1級または2級の場合</p> |
| 内 容 | <p>加入している年金の種類によって、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金の3種類があります。</p> <p>条件・内容・必要書類等については、それぞれの年金窓口にお問い合わせください。</p> |
| 窓 口 | <p>[障害基礎年金] 大郷町役場 町民課 年金担当 TEL 359-5504</p> <p>[障害厚生年金] 仙台北年金事務所 お客様相談室 TEL 224-0895 (住所：仙台市青葉区宮町4-3-21)</p> <p>[障害共済年金] 所属官公署の共済組合</p> |

■ 特別児童扶養手当

| | |
|---------|---|
| 対 象 | <p>心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、または父母以外の養育者の方。おおむねの障がい程度は以下の通りです。</p> <p>1級</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳1級・2級をお持ちの20歳未満の児童 ② 療育手帳「A」をお持ちの20歳未満の児童 ③ 精神障害により日常生活において、介助や保護を必要とする児童 <p>2級</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳3級および4級（一部）をお持ちの20歳未満の児童 ② 療育手帳「B」（一部）をお持ちの20歳未満の児童 ③ 精神障害により他人の介助は必要としないが、日常生活が極めて困難な児童 <p>申請書提出後、障害判定及び受給資格審査を行い、宮城県が決定します。</p> |
| 内 容 | <p>1級は月額53,700円（令和5年4月分～）</p> <p>2級は月額35,760円（令和5年4月分～） が支給されます。</p> <p>※ 手当月額は、年平均の全国消費者物価指数を基準として、毎年見直されます。</p> |
| 注 意 事 項 | <p>障がい児自身が公的年金を受給できる場合や児童（社会）福祉施設等に入所している場合、また受給者又は同居する配偶者及び扶養義務者（直系親族や兄弟姉妹）の年間所得が一定額を超える場合は支給されません。</p> |
| 窓 口 | <p>大郷町役場 町民課 こども健康室 TEL 359-3030</p> |

■ 障害児福祉手当

| | |
|------------|--|
| 対 象 | 在宅の20歳未満の方で、身体・知的・精神に重度の障がい（重度の障がい重複して2つ以上）を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方。医師の診断書により宮城県から認定されます。 |
| 内 容 | 月額15,220円（令和5年4月分～）で、年4回（2/5/8/11月）支給されます。 |
| 注 意 事 項 | 社会福祉施設に入所している場合や扶養義務者の年間所得が一定額を超える場合、障害を理由とする年金を受けている場合は支給されません。 |
| 窓 口 | 大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507 |

◆こんな時は…

- 毎年8～9月に所得状況届・現況届の提出が必要です。役場から通知が届きましたら、忘れずに手続きしてください。
- 受給途中に、上記注意事項のいずれかに該当するようになった場合は、“受給資格喪失届”の提出が必要となります。

■ 特別障害者手当

| | |
|------------|---|
| 対 象 | 在宅の20歳以上の方で、身体・知的・精神に著しく重度の障がい（重度の障害が重複して2つ以上）を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方。医師の診断書により宮城県から認定されます。 |
| 内 容 | 月額27,980円（令和5年4月～）で、年4回（2/5/8/11月）支給されます。 |
| 注 意 事 項 | 社会福祉施設に入所している場合、3ヶ月以上入院している（する）場合、扶養義務者の年間所得が一定額を超える場合は支給されません。 |
| 窓 口 | 大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507 |

◆こんな時は…

- 毎年8～9月に所得状況届・現況届の提出が必要です。役場から通知が届きましたら、忘れずに手続きしてください。
- 受給途中に、上記注意事項のいずれかに該当するようになった場合は、“受給資格喪失届”の提出が必要となります。

■ 心身障害者扶養共済制度

| | |
|-----|---|
| 対 象 | 県内に住所があり65歳未満で健康な方のうち、下記の障がいをお持ちの方を扶養している保護者の方。障がいをお持ちの方一人に対して、加入できる保護者は1名です。 ① 療育手帳「A」「B」、身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方 ② 精神又は身体に永続的な障がいのある方で①と同程度の障がいと認められる方 |
| 内 容 | 障がいのある方を扶養している保護者の方が加入者となり、毎月一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度障害になった時に、障がいのある方に対して終身一定額の年金が支給される任意加入の制度です。 |
| 窓 口 | 大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507 |